

第 39 回 桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました

日時 令和 3 年 4 月 19 日（月曜日） 午後 4 時 00 分から午後 4 時 25 分

会議概要

1. 現状の報告及び今後の対応方針について

感染者発生状況について

（事務局）

- ・ 県内の感染者発生状況について、3 月下旬以降、変異株陽性患者の急増などで増加傾向にあり、4 月以降も新規感染者は増加傾向にある。
- ・ 三重県モニタリング指標の状況としては、病床のひっ迫具合を示す病床占有率は、4 月 18 日時点で警戒レベルとなる 52.3%となっており、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された政府指標においても「ステージⅣ」の指標に相当する数値となっている。
- ・ 桑名市の感染者の状況としては、3 月 31 件、4 月は昨日（4 月 18 日）発表分までで 52 件と増えてきている状況であり、増加傾向はしばらく続くのではないかと考えている。

三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」について

（事務局）

- ・ 本日、三重県において、三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」が発出された。県内の感染者数が 3 月下旬から増加傾向となり、4 月以降も高い水準で推移し、重症者用病床占有率は 20%を超え、病床利用率も 50%を超えている現状をふまえたもので、「三重県指針」ver. 10 を緊急的に強化するものとしている。短期に集中して対策に取り組み、感染拡大を抑えるため、協力要請期間については、令和 3 年 4 月 20 日（火曜日）から令和 3 年 5 月 5 日（水曜日）までとし、変更点や追加部分としては次の点が挙げられる。

○県民の皆様へとして

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力要請として、生活の維持に必要な場合を除き、県境を越える移動は避ける。
- ・ 県外への通勤についても、可能な限り在宅勤務（テレワーク）などにより、往来の機会を低減する。
- ・ 県外へ帰省される場合は、まん延防止等重点措置対象区域及び飲食店等への営業時間短縮要請がなされているエリアへの帰省は避け、それ以外の地域に帰省される場合は、帰省前から感染防止対策を徹底いただき、体調が悪い場合は移動を避ける。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力要請として、同居家族以外の方との飲食や 2 次会など「大人数や長時間におよぶ飲食」といった感染リスクが高まる場面への参加を避け、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意

するなど感染防災対策を徹底する。

○県外の皆様へとして

- ・生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を避ける。
- ・まん延防止等重点措置対象区域及び飲食店等への営業時間短縮要請がなされているエリアからの三重県への帰省を避け、それ以外の地域から帰省される場合は、帰省前から感染防止対策を徹底いただき、体調が悪い場合は移動を避ける。

○事業者の皆様へとして

- ・イベントの主催にあたり、ゴールデンウィーク期間中も含め、参加人数の制限や入場整理など「三重県指針」ver. 10 における開催基準の遵守や感染防止対策を徹底する。
- ・大規模小売店や商業施設において、ゴールデンウィーク期間中に集客イベントを実施する場合は、人数制限等、感染防止対策を徹底する。

○偏見や差別の根絶について

- ・感染された方やそのご家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることがないように、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わない。

新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージについて
(事務局)

- ・首都圏に「緊急事態宣言」が発出された翌日の1月8日に市長メッセージを発出し、市民の皆様には、大人数での飲食を伴う会合等は極力避け、成人式に伴う懇親会等の感染防止対策の徹底、緊急事態宣言が出された1都3県や感染拡大が顕著な地域との往来は生活の維持に必要な場合を除き避けることをお願いさせていただいた。これらの対策により2月には感染者数が減少したものの、3月下旬以降、新規感染者の急増やクラスターの発生、4月に入っても変異株のウイルスに由来する感染者が発生しており、三重県独自の「緊急警戒宣言」の発出等も踏まえて、改めて市長からメッセージを発出することとしたい。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」について

(事務局)

- ・現在の桑名市の基準適用期間は三重県の基準にあわせて4月30日(金曜日)までとなっている。今後三重県が延長することとなれば、桑名市も県と同様に延長することとしたい。

2. その他

(市長公室)

- ・三重県独自の「緊急警戒宣言」を受け、県外への出張については原則行わないこととする。

(総務部)

- ・庁内の換気について、現在2時間ごとの喚起をお願いしているが、暖かくなっていることもあり、今後は常時の換気をお願いする。

(事務局)

- ・次回対策本部会議 5月6日(木曜日)午後1時30分 予定

新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ

桑名市長の伊藤徳宇です。

年初以来の久しぶりのメッセージとなります。

振り返りますと、前回のメッセージの発出は、第3波と呼ばれる新型コロナウイルスの急速な感染拡大を受け、首都圏に「緊急事態宣言」が発出された翌日の1月8日でした。その後、感染は全国に広がり、桑名市においても1月には107件の感染者が発生するなど、医療機関での対応を含め、非常に厳しい対応を強いられる時期が続きました。

しかしながら、市民や事業者の皆様のご協力と医療従事者の皆様のご努力のおかげで第3波の感染拡大は収束に向かい、2月の本市の感染者は7件と激減しました。

私もこのまま穏やかな春を迎えられることを強く願っておりましたが、残念なことにこのウイルスは我々に一時の休息も許してはくれませんでした。3月に入り、変異株のウイルスによる感染者の発生が見られるようになってから感染は再び急拡大に向かい、本市においても3月後半から感染者の発生が顕著になってまいりました。3月末には市の消防職員5名の感染も確認され、感染拡大には至りませんでした。が、クラスターの認定を受ける事態も生じました。

そして4月に入り、昨日(18日)発表分までで既に52件の感染者が発生しており、その殆どが変異株に由来するものとなっています。全国に目を向けても感染拡大は顕著で、大阪府を始め、近隣の名古屋市にも「まん延防止等重点措置」が適用されて、飲食店等への時短要請などの厳しい措置が講じられています。

こうした中、本日、三重県が第4波と見込まれる感染拡大に対応するため、4月20日(火)から5月5日(水・祝)を協力要請期間とする、県独自の「緊急警戒宣言」を発出しました。

ゴールデンウィークを楽しみにしておられた市民の皆様には大変残念ですが、これ以上の感染拡大は県の医療提供体制の崩壊にもつながりかねません。皆様におかれましては、今回の宣言に基づき、以下の感染予防、感染拡大対策等を徹底いただきますようお願いいたします。

- マスクの着用や手洗い、消毒など、基本的な感染予防対策を引き続き徹底してください。
- 県境を越える移動(往来)は、生活の維持に必要な場合を除き、避けてください。
- 「大人数や長時間に及ぶ飲食」は避け、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。

事業者の皆様におかれましても、感染をこれ以上拡大させないための措置を徹底いただきますようお願いいたします。

ただ、前向きなお話もあります。このような感染状況となっている一方で、感染予防の切り札となり得るワクチンの接種は本市においても着実に進んでいます。

明日(20日)から介護老人保健施設での接種に向けたワクチン配送が始まり、その翌日から接種を開始します。26日には一般高齢者向けの接種券等を発送し、5月10日(月)から予約を受け付け、早い医療機関では19日(水)から接種が始まります。

そして、次の16歳以上、65歳未満の皆様への接種に向けた準備につきましても確実に進めておりますので、もうしばらくお待ちいただき、今は、この難局を乗り越えていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

令和3年4月19日

桑名市長

伊藤徳宇